

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	○ 建築基準法第五十二条第一項第七号等の規定による都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築規制の数値及びその適用区域の指定の一部改正 （県例規集登載） ○ 都市計画区域の変更 〃 ○ 都市計画の変更 〃 ○ 〃 ○ 〃 ○ 〃 ○ 〃	
		担当課（室）	建築指導課	都市計画課
		目次		担当課（室）

◎岡山県告示第百九十五号

平成二十六年岡山県告示第四百五号（建築基準法第五十二条第一項第七号等の規定による都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築規制の数値及びその適用区域の指定）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年四月一日

岡山県知事 伊原本 隆 太

本則の表岡山県南広域の項中

十分の五
一部
十分の六

を

十分の六

に改め、同表

津山広域、井原、鴨方、矢掛、真庭、美作の項中「鴨方」を削り、同項の次に次のように加える。

浅口広域
十分の十
一部
十分の二十
十分の五
一部
十分の六
一部
十分の四
一・二五
一部
一・五
二・五

令和 2 年 4 月 1 日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定により岡山県南広域都市計画区域を次のとおり変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定により次のとおり公告する。

令和二年四月一日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 都市計画区域の名称

岡山県南広域都市計画区域

二 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
なし

三 都市計画区域から除外される土地の区域

浅口市金光町占見の全部、浅口市金光町占見新田の全部、浅口市金光町大谷の全部、
浅口市金光町上竹の全部、浅口市金光町佐方の全部、浅口市金光町下竹の全部、浅口
市金光町地頭下の全部、浅口市金光町須恵の全部、浅口市金光町八重の全部

令和 2 年 4 月 1 日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定により鴨方都市計画区域を次のとおり変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定により次のとおり公告する。

令和二年四月一日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画区域の名称

浅口広域都市計画区域

二 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

浅口市金光町占見の全部、浅口市金光町占見新田の全部、浅口市金光町大谷の全部、浅口市金光町上竹の全部、浅口市金光町佐方の全部、浅口市金光町下竹の全部、浅口市金光町地頭下の全部、浅口市金光町須恵の全部、浅口市金光町八重の全部

三 都市計画区域から除外される土地の区域 なし

令和 2 年 4 月 1 日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年四月一日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

岡山県南広域都市計画区域

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課、岡山市都市整備局都市計画課、倉敷市建設局都市計画部都市計画課、玉野市建設部都市計画課、総社市建設部都市計画課、赤磐市建設事業部建設課及び早島町建設農林課

令和 2 年 4 月 1 日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により鴨方都市計画区域整備、開発及び保全の方針を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年四月一日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

浅口広域都市計画区域整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

浅口広域都市計画区域

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課、浅口市産業建設部まちづくり課及び里庄町農林建設課

令和 2 年 4 月 1 日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第二百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画区域区分を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年四月一日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

計画図のとおり（計画図は省略し、三の縦覧場所で縦覧に供する。）

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課、岡山市都市整備局都市計画課、倉敷市建設局都市計画部都市計画課、玉野市建設部都市計画課、総社市建設部都市計画課、赤磐市建設事業部建設課、浅口市産業建設部まちづくり課及び早島町建設農林課

令和 2 年 4 月 1 日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第二百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画道路を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年四月一日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

計画図のとおり（計画図は省略し、三の縦覧場所で縦覧に供する。）

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課、倉敷市建設局都市計画部都市計画課及び浅口市産業建設部まちづくり課

令和 2 年 4 月 1 日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第二百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により鴨方都市計画道路を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年四月一日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

浅口広域都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

総括図及び計画図のとおり（総括図及び計画図は省略し、三の縦覧場所で縦覧に供する。）

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課、浅口市産業建設部まちづくり課及び里庄町農林建設課